

## 再生可能エネルギーの普及と規制緩和について

### 【社会環境部会】

事業者の太陽光発電システム等への関心については、国内の原子力発電所が大飯原子力発電所3、4号機を除き全て停止している現況や改正省エネ法において、全ての事業者がエネルギーの使用の合理化に努めるように規定されていることなどから、これまで以上に高まっていると推察される。

県においては、平成24年度を「信州自然エネルギー元年」と位置付け、県所有地へのメガソーラーの設置を始め、自然エネルギーへの取り組みを強化している。

加えて、県は住宅用太陽光発電システムの普及率が平成23年度末で全国第6位であることなどから、さらなる相乗効果を出すためにも県による事業者向けの太陽光発電システム設置補助の拡充（新設）を要望するものである。

また、現行では慣行水利権により河川から取水している農業用水路等で小水力発電を行うときは、慣行水利権を許可水利権として、従属発電の水利権を取得するか、新規の発電水利権を取得することになるが、小規模な発電においては、10年間の流況調査等、水利使用の手続きが大きな負担となり現実的に実現が不可能となっている。

このことから、次の事項について適正な措置を講じるよう要望する。

- 1 平成24年7月1日から、再生可能エネルギー電気の普及、拡大を目的に固定価格買取制度が開始された。

これまで住宅用太陽光発電システムについては、国や多くの自治体から設置に対する補助制度があることから、関心の高まりとともに全国的に設置件数も急激に拡大している。

一方、事業者のシステム設置については、長引く経済の低迷等のため、特に、中小事業者にとっては設備投資そのものも控えるような状況にあり、進んでいないことから、事業者（農業法人等含む。）向けの太陽光発電システム設置補助制度を拡充すること。

- 2 迅速な自然エネルギーへの転換に支障となっている小水力発電にお

ける規制について、農業用水路等で流路・流量等を変更せず、簡易な施設で発電する場合には、他に与える影響も少ないため、水利使用の届出等のみとし、水利使用の許可は不要とするよう制度の見直しをすること。

また、農家が、発電設備を設置後も当該農地で営農を行い、耕作に支障がないと認められる場合においては、農地転用許可を不要とすること。